

暮らしサポート



消費生活に関する
問合せ・相談は消費
生活センターへ

「数億円当選した」
はすが5万円の支払いに
迷惑メールは無視

申し込んだ覚えはないのに、数億円当選したとのメールがスマートフォンに何度も届くので、本当に当選したかもしれないと思ひ返信した。当選金を受け取るには登録料1万円がかかると言われ指示されるままにプリペイド型電子マネーのギフト券をコンビニで購入して、番号を写真に撮って送信した。その後も手数料等の名目で請求があり合計で5万円ほど支払ってしまった。返金してほしい。

(当事者：60歳代男性)

【ひとこと助言】

「有料サイトの料金が未納」や「当選したのでお金がもらえる」等の心当たりのないメールやSMS（ショートメッセージサービス）が届いても絶対に開かず、すぐに削除してください。

安易に連絡をしようとして、金銭を要求されたり、個人情報聞き出されたりする危険があります。メールの内容には反応しないようにしましょう。

【ひとこと助言】

気を付けて！
刈払機(草刈機)の使用
に大けがをすることも

エンジン式の刈払機で田んぼのあぜ道の草を刈っていたところ、金属製の刃がコンクリートに当たり、欠けて飛んできたコンクリート片が右目に当たった。保護メガネは着用していなかった。目に傷がつき出血し、視力も低下してしまった。

(当事者：60歳代男性)

【ひとこと助言】

刈払機(草刈機)の使用中に、高速で回転する刈刃が石等の

異物に接触すると、異物や刃の破片が飛び散ったりして、作業者自身や周囲の人に当たり、重篤なけがにつながる危険性があります。異物が多い場所だけでなく、壁等の障害物がある場所では、金属製の刈刃よりもナイロンカッターを使用するとよいでしょう。また、使用前には機械の点検を行い、刈刃の防護カバーを必ず設置しましょう。作業するときにはヘルメットや保護メガネ、手袋等の保護具を着用してください。

地面に小石や枝、空き缶等がないか確認し、除去してから作業を始めましょう。

(以上2件国民生活センター見守り新鮮情報より抜粋)

日本の法律は

関係ない？海外マルチ
事業者とのトラブル

学校の友人から、「海外サイトの代理店となり自分が紹介した人がそのサイト経由で買い物をする」と紹介メールが入る」というビジネスの勧誘を受けた。友人は20万円ほど報酬を得ているらしい。

世界規模で展開している企業と言われ、友人を信用して契約し、約30万円をクレジットカードで支払ったが、その後「日本での展開が怪しくなってきた」と言われ不安になった。クーリング・オフしたいが、サイト上の規約には「3日を越えると無条件解約できない」とある。

(当事者：学生・男性)

【ひとことアドバイス】

友人やSNSを通じて勧誘され、海外のマルチ事業者とトラブルになったという相談が寄せられています。

海外事業者の中には「日本の法律は関係ない」と主張し、解約等に応じないケースがみられますが、日本で海外事業者と契約した消費者はクーリング・オフ等を主張出来る場合があります。友人からの誘いであっても、簡単にもらう等の説明をうのみにせず、契約前には、契約内容やリスク等をよく確認しましょう。理解できない場合は、安易に契約しないことが大切です。

(国民生活センター子どもサポート情報より抜粋)

司法書士による無料相談

司法書士会より司法書士相談員が派遣され、登記・相続・消費生活に関する相談が無料で受けられます。相談日の2日前までにご予約ください。

◇日時 11月10日(金)午前9時30分～11時30分

◇相談場所・受付 美浦村消費生活センター

消費生活に関する相談は

◇村消費生活センター(消費生活相談全般) ☎885-7141(直通)

月・水・木・金 午前9時～正午、午後1時～4時

(相談の受付は、午前は11時30分、午後は3時30分まで。)

※相談員が不在の場合がありますので、電話でご確認ください。

◇消費者ホットライン(全国共通) ☎188 ※3桁で繋がります。

◇県警悪質商法110番(訪問販売や悪質業者に絡む各種相談)

午前8時30分～午後5時15分 ☎029-301-7379